

新幼運第879号
令和7年2月26日

南区自治協議会会長
高橋 直廣 様

新潟市長 中原 八一
(担当 こども未来部幼保運営課)

新飯田保育園の閉園（案）について

(意見聴取)

新潟市区自治協議会条例（平成18年条例第74号）第7条第1項第2号の規定により、下記事項について貴自治協議会に意見を求めます。

記

- 1 新飯田保育園の閉園（案）について

新飯田保育園の閉園（案）について

1 新飯田保育園の運営方針について

- ・新飯田保育園は、建築から 54 年が経過するなど施設の老朽化が進んでいるとともに、児童数が極めて少なくなる状況が見込まれたことから、令和 5 年度に下記のとおり運営方針を定めた。

【新飯田保育園の運営方針（令和 5 年度に定めたもの）】

- ・適切な園運営、及び園児の健全な心身発達を図るため、在園児童数に一定の目安*を設け、当該目安を下回る場合は休園とする。
- ・施設の老朽化の状況を踏まえると、休園が長引いた場合、運営を再開することが難しくなることから、休園状況が 2 年間続いた場合は閉園と考えるが、閉園については実際の募集状況を見て判断する。

※休園とする目安の人数

総園児数が 20 人未満 かつ 全ての学年において学年あたりの園児数が 7 人程度（最低 5 人）未満となる場合

2 入園募集の結果について

- ・令和 6 年度 4 月入園、令和 7 年度 4 月入園ともに、入園児童数が運営継続の目安とした人数に達しなかったため、2 年間連続の休園となった。

3 閉園（案）について

- ・2 年連続の休園となることから、運営方針に則り、令和 7 年度末をもって閉園とする。